

平成16年9月27日
三菱信託銀行株式会社

「お手伝いさん（遺産整理事務代行業務）」の全店取扱開始について

今般、三菱信託銀行株式会社（取締役社長 上原 治也）は、「お手伝いさん（遺産整理事務代行業務）」について、10月1日（金）より三菱信託銀行の本・支店全店で取扱うこととなりましたのでお知らせします。

本年7月より一部店舗で取扱いを開始いたしました。お客さまより大変ご好評をいただいております。このたび全店で取扱うこととしたものです。

本業務は、長年の遺産整理業務で培った経験と三菱信託銀行ならではのノウハウを活かし、遺産の名義書換等の手続きをご相続人のみなさまに代わって行う業務であり、従来信託銀行で取扱いの「遺産整理業務」のバリエーションを拡げたことに特徴があります。

近年の高齢化社会の到来に伴い、ご相続手続きのサポートに関するお客さまのニーズも多様化しており、本業務の取扱いにより、従来の「遺産整理業務」を補完できるものと考えております。

本業務は、相続発生後に必要となる「遺産の調査」「財産目録の作成」「遺産分割協議」「遺産の名義書換」「相続税の申告・納付」といった一連の諸手続きのうち、「金融資産・不動産等の名義書換等の煩雑な手続きを代行」し、ご相続人のご負担を軽減する新しい業務です。

三菱信託銀行では今後とも、生前での財産管理から円滑な財産承継に対するお客さまのニーズに一貫してお応えできるよう、「財産の管理・承継」をキーワードに信託商品・業務の提供、コンサルティング機能の提供等を通じ、お客さまの財産に関する多様なニーズに対応し、安心をご提供してまいります。

< 照会先 >

三菱信託銀行株式会社 経営企画部広報室 竹尾（03-6214-6044）

「お手伝いさん（遺産整理事務代行業務）」概要

1. 特徴

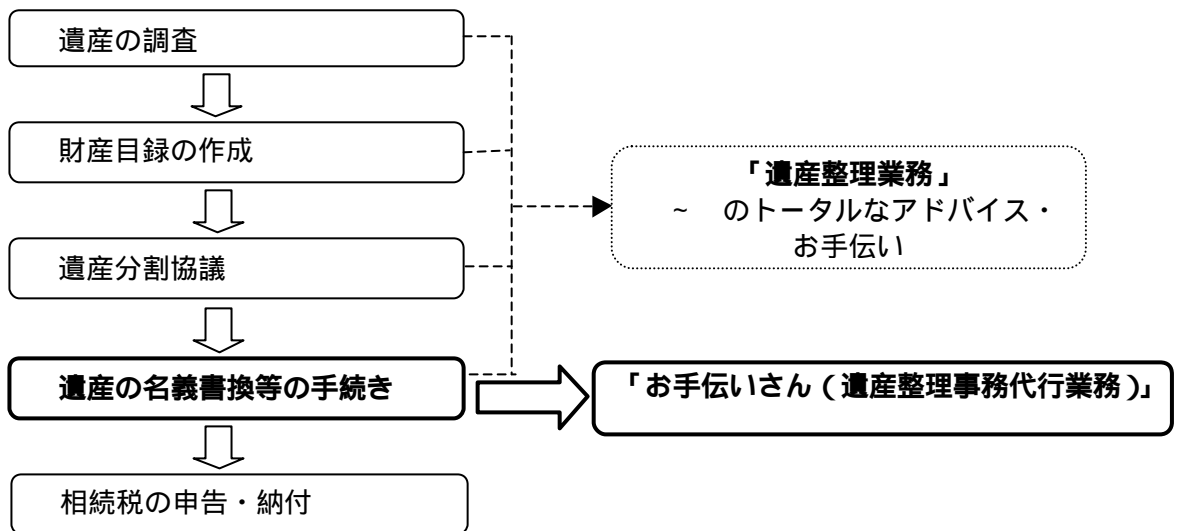
- ・ご相続人間で遺産分割協議が完了していることを前提に、遺産の名義書換等の手続きに関しご相続人の方から委任を受けます。
- ・次のような方にお勧めいたします。

遺産分割協議・納税については、弁護士・税理士等に依頼した。
相続人が少ない、納税申告も不要等のため、遺産分割協議完了までは相続人間で完結できる。



しかし、金融資産・不動産等の名義書換等の煩雑な手続きを依頼したい

相続発生後の一般的な手続きの流れ



2. 手数料

- ・相続税評価額による遺産整理事務代行対象財産額に応じそれぞれ下記の率を乗じた額の合計額（千円未満切捨て）に 1.05 を乗じた額（消費税 5% 込み）。
- ・なお、最低手数料額は 525,000 円（消費税込み）。

三菱信託銀行にお預け入れの信託・預金財産に対して		0.2%
その他の財産について	5,000 万円以下の部分	1.0%
	5,000 万円超 1 億円以下の部分	0.7%
	1 億円超 2 億円以下の部分	0.5%
	2 億円超 3 億円以下の部分	0.4%
	3 億円超 5 億円以下の部分	0.3%
	5 億円超 10 億円以下の部分	0.2%
	10 億円超の部分	0.1%